

様式第15 (第十八条関係)
(表紙)

<p style="margin: 0;">流域下水道事業計画書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">流域下水道管理者 工事着手の予定年月日 工事完成の予定年月日</p>
--

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表)

流域関連公共下水道の予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書								
流域関連公共下水道の 予定処理区域の面積		ヘクタール			流域関連公共下水道の 予定処理区域内の地名			
流域下水道 処理区 の名称	市町村名	流域関連 公共下水 道の名称	処理分 区の名 称	面 積 [単位 ヘクタール]	流域関連公共 下水道との接 続箇所の番号	流域関連公共 下水道との接 続箇所の位置	接続する流 域下水道の 幹線名	摘要

備考

- 1 分流式の流域下水道（雨水流域下水道を除く。）については、流域関連公共下水道の汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水流域下水道については、流域関連公共下水道の雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」と、「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「流域関連公共下水道の予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な流域関連公共下水道の予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「流域下水道処理区」とは、流域下水道により排除される下水が二以上の終末処理場によつて処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。
- 4 「処理分区」とは、流域関連公共下水道の予定処理区域にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が二以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除する地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。

(第4表)

処 理 施 設 調 書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 〔単位 へクタール〕	計画放流水質	処理方法	処 理 能 力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大 〔単位 立方メートル〕	雨天日最大 〔単位 立方メートル〕		
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個 数	構 造	能 力	摘 要			

備考

- 1 この表は、法第2条第4号イに該当する流域下水道について記載すること。
- 2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により流域下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第5表)

ポンプ施設調書						
ポンプ施設の 名称	流域下水道処 理区の名称	ポンプ施設の 位置	敷地面積 〔単位 ヘク タール〕	1 分間の揚水量 (単位 立方メートル)		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要	

備考

分流式の流域下水道（雨水流域下水道を除く。）については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。

(第6表)

貯留施設調書				
流域下水道処理区 の 名称	貯留施設の名称	貯留施設の位置	貯留能力 〔単位 立方メー トル〕	摘要

備考

- 1 この表は、法第2条第4号イに該当する流域下水道について記載すること。
- 2 分流式の流域下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。
- 3 「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。

(第7表)

雨水流量調節施設調査						
雨水流域下水道排水区の名称	雨水流量調節施設の種類	雨水流量調節施設の名称	雨水流量調節施設の位置	雨水流量調節施設の構造	雨水流量調節施設の能力	摘要

備考

- 1 この表は、雨水流域下水道について記載すること。
- 2 「雨水流量調節施設」とは、法第2条第4号ロに規定する雨水の流量を調節するための施設をいう。
- 3 「雨水流量調節施設の種類」の欄は、堰、オリフィス、ゲート、貯留施設等を記載すること。
- 4 「摘要」の欄は、当該雨水流量調節施設を設置する目的を記載すること。